

平成 21 年 12 月 24 日

「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）」に対する意見

社団法人 投資信託協会

1. 骨子案の「IV. ヘッジ・ファンド規制」における「背景」中、
  - (1) 「国際的な対応動向」では、「ヘッジ・ファンドについては、昨年秋以降の欧米の金融危機において、投資銀行との取引に係るレバレッジの圧縮や解約対応のための運用株式の大量売却等により、危機を増幅させた」とされている。
  - (2) 「我が国の現在の規制の枠組み」では、「ヘッジ・ファンド運用者については、その定義に国際的コンセンサスはないものの、その運用形態に着目すれば、これらは、現状では、投資一任運用業者又は投資信託運用業者に該当する」と整理されている。
2. しかしながら、投資信託のうちでも 63 兆円の残高を有し、主として小口投資者に購入されている公募投資信託については、次のような点で、所謂ヘッジ・ファンドとは性格を異にしている。
  - ① 購入者は、多数の投資家でかつ小口の資金を運用される個人の方々が大半であり、全国の証券会社や金融機関、郵貯の窓口で購入されている。
  - ② 「金融商品取引法」及び「投資信託及び投資法人に関する法律」によりディスクロージャー義務が詳細に規定されている。

販売時には目論見書、運用経過は運用報告書により、運用の中身をつぶさに開示している。

当局に提出した有価証券届出書や有価証券報告書は、EDINET を通じて公衆縦覧されている。
  - ③ 日々、組入れ資産を時価で評価し、算出した「基準価額」を、新聞や各社ホームページなどで公表している。
  - ④ 運用について、法律による規制のほかに、当協会の自主ルールが適用されている。
3. 我が国証券市場や金融システム全体の安定のために、当局が国際的な議論等を踏まえ、広く市場参加者から運用財産のリスク管理状況等について報告を求めるのであれば、投資信託業界としても協力させていただきたい。

その場合でも、調査対象から、今ご説明した公募投資信託や、私募投信であってもシステミック・リスクを招く可能性が低い小規模ファンド等を除くなど、報告を行う業者にとって過度な負担とならないよう配慮をお願いしたい。

以上